

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 会員及び会費（第5条・第6条）
- 第4章 役員及び職員（第7条～第12条）
- 第5章 会議及び広報（第13条～第15条）
- 第6章 会計（第16条～第18条）
- 第7章 補則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、札幌学院大学後援会という。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を学校法人札幌学院大学（以下「学園」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、札幌学院大学（以下「大学」という。）学生の修学・福利厚生の上を目指し諸活動を援助するとともに、大学の教育・研究・社会貢献の活動を後援することによって、学園の発展と地域社会における教育文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の課外活動、教育・研究活動、国際交流活動、就職活動等に対する援助
- (2) 学生の健康保持増進、災害傷害保険加入等に対する援助
- (3) 保護者懇談会の開催等、大学と保護者の相互理解を促進する活動に対する援助
- (4) 大学の教育・研究の促進、公開講座等の社会貢献活動に対する援助
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

（会員及び会費）

第5条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する者で、次に掲げる正会員、特別会員及び名誉会員をもって構成する。

- (1) 正会員 在学生の保護者
- (2) 特別会員 同窓生、学園の理事・教職員その他の中から役員として選任された者
- (3) 名誉会員 本会の目的及び事業に賛同する者で、特に理事会の推薦する者

2 正会員の年会費は、本学に在籍する学生1名につき10,000円とし、後援会の委託に基づき、学費とともに大学に納入する。

3 特別会員及び名誉会員については年会費を免除する。

4 会員の既納会費は、返還しない。

（資格喪失）

第6条 正会員は、学生の卒業・退学及び死亡によって、会員としての資格を失う。

2 大学の教職員である特別会員は、教職員の地位を退いたときは、会員としての資格を失う。

3 前2項の会員が、役員である場合は、役員としての資格も同時に失う。

第4章 役員及び職員

（役員）

第7条 本会に、次の役員等を置く。

- (1) 会長（評議員） 1名
- (2) 副会長（評議員） 1名
- (3) 第1号及び前号を除く評議員 14名以内

- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

- 2 役員の任期は、3年とし、再任を防げない。
- 3 欠員が生じた場合の補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第8条 会長及び副会長は、評議員のうちから、評議員会が選任する。

- 2 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
(評議員)

第9条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、会長が委嘱する。

- (1) 学生の保護者から、9名以内
- (2) 学生部長、教務部長、就職部長、事務局長及び学園から推薦された者1名の計5名以内
- (3) 同窓会から推薦された者2名以内

- 2 前項の委嘱は、別表1に掲げる様式をもって評議員会開催の2週間前までに行うものとする。
(監事)

第10条 監事は、評議員会で選任する。

- 2 監事は、本会の業務、財産及び会計の状況を監査し、評議員会に報告する。
(顧問)

第11条 顧問は、本会の功労者、学識経験者のうちから、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、評議員会に出席して意見を述べる事ができる。
(事務局長及び職員)

第12条 本会の事務は、学園に委託する。

- 2 事務局長及び職員は、会長が任命する。

第5章 会議及び広報

(評議員会)

第13条 評議員会は、会長が議長となり、毎年度5月に開催する。ただし、臨時に開催する必要が生じた場合はその限りでない。

- 2 評議員会は、本会の事業計画、予算等の重要事項について審議決定する。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。この場合において、委任状は出席とみなす。
- 4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議事録署名人の押印を必要とする。

(広報)

第15条 本会の事業内容、予算及び決算並びに役員構成等については、後援会報等によりすべての会員に周知するものとする。

第6章 会計

(資産)

第16条 本会の資産は、財産目録に記載し、会長の責任において保管する。

(経理)

第17条 本会の経理は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(予算及び決算)

第18条 本会の予算及び決算は、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）毎に評議員会が決定する。

第7章 補則

(会則変更)

第19条 この会則の変更は、評議員会が行う。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和51年10月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年10月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年1月27日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成23年5月21日から施行する。

2 この施行日以前に既に役員となっている者の任期は、第7条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年5月21日から施行する。

2 前項施行日前の規程による理事は、当該施行日を持って第9条に定める評議員とする。

3 第1項の施行日から平成30年の新評議員選任までの間は、第7条第1項各号の定めにかかわらず、評議員の数を22名以内とする。

様式第1号 (第9条第2項関係)

保護者から選出した評議員用

委嘱状
〇〇〇〇 様
下記の期間、札幌学院大学後援会の評議員を委嘱します。
記
20〇〇年5月評議員会開催日～20〇〇年3月学位記授与式まで
以上
20〇〇年〇月〇日
札幌学院大学後援会 会長 〇 〇 〇 〇 印

学園、同窓会から選出した評議員用

委嘱状
〇〇〇〇 様
下記の期間、札幌学院大学後援会の評議員を委嘱します。
記
20〇〇年5月評議員会開催日～20〇〇年5月評議員会開催前日まで
以上
20〇〇年〇月〇日
札幌学院大学後援会 会長 〇 〇 〇 〇 印